

気候変動に関する最近の国際動向について

平成19年2月
環 境 省

国際交渉の流れ(次期枠組みに向けて)

	気候変動枠組条約 (UNFCCC) 京都議定書 (KP)	G8 (G20) プロセス
2005	COP11 CMP1 (カナダ)	G8英国サミット (グレイターズ) 第1回G8グレイターズ対話 (G20) (英・ロンドン) : 主要20ヶ国、世銀及びIEA
2006	COP12 CMP2 (ケニア)	第2回G20対話 (メキシコ) 低炭素社会に向けたエネ効率向上
2007	COP13 CMP3 (インドネシア*)	第3回G20対話 (独)
2008	COP14 (ポーランド*)	第4回G20対話 (日) G8日本サミット (11月 米国大統領選挙)
2009	COP15 (デンマーク*)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><2007年は...></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候変動の科学的根拠: 人間活動が原因 ✓ UNFCCC・KP: 次期枠組み議論の進展 ✓ G8・G20: 主要国が取るべき具体的対策 </div>
2010	COP16	
2011 ~12	各国批准手続 に要する期間?	
2013	次期枠組み / 第2約束期間	

*: 未定だが現時点で申し出のあったもの。

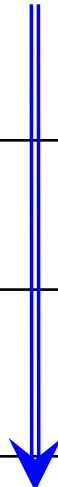
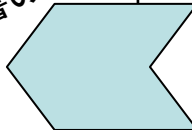
第一約束期間

次期枠組み
に向けた議論開始

京都議定書の見直し、
先進国の削減ポテンシャル
などの検討作業

京都議定書の見直し②

逆算



2007年の動き: UNFCCC と IPCC

気候変動枠組条約・京都議定書

⋮

⋮

⋮

第26回補助機関会合 (SB26) AWG3、長期対話 (ドイツ・ボン)

先進国 (附属書 I 国) の削減ポテンシャルの検討 (AWG3)
適応・技術移転に関する議論 (長期対話など)

COP13及びCOP/MOP3 (インドネシア予定)

次期枠組みに向けた議論は、気候変動枠組条約の究極目的の実現、「危険な」気候変動の回避につながるものでなくてはならない。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

2月 第1作業部会報告書 (科学的根拠)

最近の気候変動は人間活動によるもの

4月 第2 // (影響、適応、脆弱性)

第3 // (緩和対策)

5月 IPCC総会：
第1～3作業部会報告書の採択

⋮

11月 IPCC総会：第4次評価報告書の
統合報告書を採択

12月 ⋮

⋮

IPCC第4次評価報告書の内容は、国際交渉での議論に少なからぬ影響を与える。

気候変動の議論における最近の動き

気候変動の脅威に対する認識の広がり

- ・英国ベケット外相:「気候安全保障なくして、国家安全保障や経済的な安全保障を確保することは困難。気候が不安定化した場合、政府が国民に対し責任を負っている、経済発展、雇用、貿易、投資、移民、紛争、貧困削減、健康保護などの使命が十分果たせなくなる。」
- ・アナン前国連事務総長:「気候変動はあらゆる分野に対する脅威。」(後述) など

【報告書】

- ・IPCC第4次評価報告書:「人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定」
- ・スターン・レビュー:「対策しないこと」のリスク・コストを経済的に分析。「今行動を起こせば、気候変動の最悪の影響を避けることができる」、「温暖化対策においては早期の行動が経済影響を小さくする」

政治的リーダーシップの強化を求める声

- ・バン国連事務総長:「気候変動は国連事務総長として、優先的に取り組む課題の一つ。」
- ・デ・ブアUNFCCC事務局長:「国連で各国首脳が気候変動について議論すべき。」
- ・英国ブレア首相、ドイツ・メルケル首相:「気候変動は重大な課題であり、全人類が取り組む必要。EU及びG8プロセスにおいて気候変動を優先度の高い議題として扱っていく。」

COP12・COP/MOP2(ナイロビ) について



- 正式名: 気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び
京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)
- 開催地: ケニア・ナイロビ(議長はケニアのキブワナ環境大臣)
- 期間: 2006年11月6日～17日(閣僚級セッションは15日～17日)
- 主な審議事項:
 - 2013年以降の次期枠組み
 - 気候変動への適応や技術移転などの途上国支援
など

2005年モントリオール: 次期枠組みの議論開始に続く

サハラ以南では初のアフリカ開催

国際交渉の構図

京都議定書未批准国

京都議定書 批准国

先進国等(附属書I国)

米
国

豪
州

ロ
シ
ア

日
本

カ
ナ
ダ

などの先進国

アンブレラ・グループ(UG) (非EUの先進国グループ)

日本、米国、カナダ、NZ、ロシア、オーストラリア、
ノルウェー、ウクライナ、アイスランドの計9カ国からなる。

〔 東欧諸国 〕

EU(27カ国)

議長国:2007年前半は
ドイツ

〔 環境十全性グループ 〕

(スイス、韓国、メキシコの3カ国)

途上国(非附属書I国)

G77及び中国

産油国

アジア

ラテン・アメリカ

アフリカ

島嶼国

中国

ASEAN

インド

COP12及びCOP/MOP2(ナイロビ)の成果(全体像)

京都議定書 第1約束期間後 (2013年以降)の 次期枠組み

➤ 京都議定書の見直し(第9条) のプロセス化に合意:

- 第2回目の見直し(2008年)に向けた作業予定を決定。

➤ 第2回AWG(附属書I国の 次期約束検討):

- AWGの作業計画に合意。
まずは附属書I国の削減
ポテンシャルを検討する。

など

気候変動への適応、 技術移転等の途上国支援

➤ 適応5ヶ年作業計画:

- 呼称を「ナイロビ作業計画」とし、前半期(2007年まで)の
具体的な活動内容に合意。

➤ 適応基金(CDMクレジットの 2%を積立):

- 管理原則、運用形態、運用
組織の構成に合意。基金の
付託先はCOP/MOP3(2007
年)での決定を目指す。

➤ 技術移転(「技術移転に関す る専門家グループ(EGTT)」 の実績の見直しと継続):

- 2006年で終わる活動期間を
1年延長するとともに、その
後の在り方について引き続き
議論

など

京都メカニズム (CDM等)

➤ CCS/CDM:

- 実施を可能とするガイダンス
をCOP/MOP4(2008年)で
採択するためのプロセスに
合意。

➤ 小規模のCDMの拡大:

- 簡素な手続が適用される小
規模CDMプロジェクトの範囲
拡大(従来の4倍)

➤ CDMの地域配分の是正:

- CDMプロジェクトが少ないア
フリカなどを対象に、地域配
分改善のための措置決定。

など

次期枠組みに向けて COP12及びCOP/MOP2での議論の概要

(1) 京都議定書の見直し

- ・論点：京都議定書第9条に基づく「京都議定書の見直し」の範囲・内容
⇒2008年のCOP/MOP4で本格的な見直しを行う。【プロセス化が大きな成果】
- 先進国：途上国の参加に道筋をつけ、プロセス化を目指す
- 途上国：見直しは最小限、プロセス化に反対（中国など）。賛成に回る影響に脆弱な途上国も。

(2) 先進国（附属書 I 国）の次の約束の検討

- ・第1約束期間と第2約束期間との間に空白を生じさせないように作業を終了することを再確認
- ・今後の作業計画を議論。
- ⇒まずは、附属書 I 国の温室効果ガス削減ポテンシャルと同削減幅を分析する作業を行う。
- ⇒UNFCCC条約事務局に対し、各国が意見提出を行い、5月の補助機関会合で議論の予定。

(3) 長期的協力の行動に関する対話（持続可能な開発と市場の役割）

- ・論点：開発政策との連携の必要性、市場メカニズムは費用効率的に排出削減が可能など
- ・次回（本年5月）は、技術移転と適応がテーマ

次期枠組みに向けて COP12及びCOP/MOP2での議論の概要

概括的評価：世界全体での取組の必要性に対する認識の広がり

・「途上国は一枚岩ではない」(京都議定書第9条)：

気候変動影響が既にあつたり、影響に対して脆弱な国は、「途上国であっても、大量排出国は取組が必要」との考えの下で行動。(議定書見直しのプロセス化を最後まで反対する中国に対して、決定草案への合意を促す。)

・「『条約の究極目的の実現』が大前提」(先進国(附属書 I 国)の次期約束の検討)：

⇒議論の前提は、「条約の究極目的の実現につながるかどうか」。

①京都議定書上削減義務のある国の排出量の合計は世界全体の約3割

②地球全体の排出量は、吸収量の2倍であり、早急に排出量を半分以下にする必要がある。

<06年8月、日本政府提出意見より>

・「炭素市場(Carbon Market)」の継続(EUの主張)：

⇒EUは、EU-ETS(欧州域内排出量取引)の実施を通じて、市場メカニズムは、最も費用効率的に排出削減を実現する仕組みであることを主張

⇒我が国は、次期枠組み全体に関する議論と切り離して議論することには反対の姿勢。